

纳税通知书的看法（从工资中扣除）

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	課税標準	総所得③	
	給与所得				山林所得	
	その他の所得計				分離短期譲渡	
			総所得金額①		分離長期譲渡	
					株式等の譲渡	
					上場株式等の配当	
					先物取引	

所得控除	雑損	障・寡・勤	課税標準
	医療費	配偶者	
	社会保険料	配偶者特別	
	小規模企業共済	扶養	
	生命保険料	基礎	
地震保険料	所得控除合計②		

所得控除	控老	扶養親族	該区分	本人該区分	繰越損失
	特同	16歳未満	その他	未成年者	その他
配定	老人	その他	障害者	障害者	遺寡夫

(摘要)

※「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額です。

税額	税額控除前所得割額④		納付額	
	税額控除額⑤			6月分
	所得割額⑥			7月分
	均等割額⑦			8月分
	税額控除前所得割額④			9月分
	税額控除額⑤			10月分
	所得割額⑥			11月分
	均等割額⑦			12月分
	特別徴収税額⑧			1月分
	控除不足額⑨			2月分
	既充当額⑩			3月分
	既納付額⑪			4月分
差引納付額⑫①-⑩-⑪		5月分		
変更前				
増減				
		変更月	月	

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額通知書（納税義務者用）

氏名	受給者番号
宛名番号	
指定番号	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この内容は、法律等の改正により変更になる場合があります。

安城市長 印

毎月の扣除金額。从今年6月份到明年5月份从工资里扣除。

以下的情況，會記載。

「同一生計配偶者 有」

→如果总收入超过 1000 万日元，并且您的配偶是抚养家族时，會記載。

「住宅借入金等特別控除額」

→如果有房子的贷款等的扣除，會記載。

「寄附金税額控除額」

→如果因为捐款而减税（包括故乡纳税），會記載。

从工资中扣除税额。您不必自己另外付。

如果税额有变更时，将记载从几月份开始变更。

有不明的地方，请咨询。

安城市政府 市民税课 市民税系（北厅2楼50号窗口）

电话号码：0566-71-2214

邮箱地址：shiminzei@city.anjo.lg.jp